

二上小学校いじめ防止基本方針

平成30年4月 1日改訂

平成31年4月 1日改訂

令和 3年3月19日改訂

令和 4年3月10日改訂

葛飾区立 二 上 小 学 校

目 次

はじめに	1
第1 本方針に関する事項	1
1 本方針に関する基本理念	1
2 いじめの防止等のための組織	1
3 基本方針の内容	1
4 いじめの定義	2
5 いじめの理解	3
第2 いじめの防止等のために本校が実施すべき事項	3
1 組織等の設置	3
2 いじめ防止対策委員会の役割	4
第3 いじめの防止等に関する基本的考え方	4
(1) いじめの未然防止	4
(2) いじめの早期発見	5
(3) いじめへの早期対応	6
(4) 地域や家庭の連携について	8
(5) 関係機関との連携について	8
第4 重大事態への対処	9
(1) 重大事態の発生と調査	9
(2) 調査結果の提供及び報告	11
別添1 いじめ指導チェックリスト	12
別添2 「いじめが発覚したら…」チャート図	13
別添3 教育相談体制について	14

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び、人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本方針は、本校の児童の尊厳を保持する目的の下、葛飾区教育委員会をはじめとする区関係各部署、本校、地域、保護者、警察等の関係機関との連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定により、平成31年4月に制定された、「葛飾区いじめ防止対策推進条例」の施行に伴い、その12条の規定に基づき、全面改定された「葛飾いじめ防止基本方針」により、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及び、早期対応。）のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために、策定するものである。

第1 本方針に関する事項

1 本方針に関する基本理念

全ての子どもが、個人として尊重され、幸せに生きる権利を持っている。その尊厳や権利を侵害するいじめは、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、命または、身体に重大な危険を生じさせるおそれのある行為であり、決して許されるものではない。

いじめを根絶するために、子どものみならず、全ての人が「いじめは絶対に許さない」という意識を強く持ち、いじめを許さない文化と風土を創ることを目標とし、いじめのない社会の実現を目指す。

2 いじめの防止等のための組織

（1）本校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応をしていく。そのために、管理職及び主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、いじめ対策委員長、担任、スクールカウンセラーにより構成される「いじめの防止等の対策のための組織」として「いじめ防止対策委員会」を置き、認知したいじめの全てを区教育委員会と情報を共有し、その対応にあたる。また、アンケートや個別の面談等による情報収集を定期的（年4回）または必要に応じて行い、児童の実態把握及び本方針の見直しを行う。（第22条関係）

（2）本校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、区教育委員会と情報を共有し、「いじめ防止対策委員会」による調査を行う。また、アンケートやチェックリスト、個別の面談等の適切な方法により事実関係を明確にしていく。（第28条関係）

3 基本方針の内容

本方針は、いじめの問題への対策を、本校や地域、関係機関が連携を取り合うことで、総がかりで進め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の対処、地域や家庭・関係機関との連携等を、より実効的なものにする為に、いじめへの組織的な対応、重大事態への迅速な対処等に関し、具体的な内容や運用を明らかにすると共に、これまでのいじめ対策の蓄積を生かした、いじめ防止等のための取組を定めるものである。

本方針の実現のために本校が法や本方針の意義を地域・保護者へ普及啓発し、いじめに対する具体的な指導内容のプログラム化を図り意識改革を喚起する。いじめの問題への正しい理解や、児童をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上などを図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実現状況の継続的な見直しを、学校評価等を活用し実施する。

4 いじめの定義

(定義)

第2条

- 1 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的、又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- 5 この法律において、区民とは、区内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- 6 この法律において、関係機関とは、警察、児童相談所その他 いじめの問題に関係する機関をいう。

個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、関係する者の考えにより表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、「法の対象となるいじめ」に該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

但し、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こった時のいじめられた児童本人や、周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第1-2-(1)「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品を強要されたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしか、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品を強要される

- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき行為と認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような行為は、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮やいじめられた児童の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

5 いじめの理解

いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子供にも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせや、いじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら、いじめられたり、いじめたりを経験するものである。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と共に、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

いじめの原因としては、過度のストレスを集団内の弱い者にあてることで解消しようとする「心理的ストレス」や、「集団内の異質な者への嫌悪感情」「ねたみや嫉妬感情」「遊び感覚やふざけ意識」「いじめへの被害者になることへの回避感情」などがある。

多くの児童が入れ替わり、いじめられたり、いじめたりを経験しているという事実に基づき、いじめの「いじめられた」・「いじめた」という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」として はやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体に「いじめを許容しない雰囲気」を形成するための取組を、児童、保護者、地域等が連携して実施する。

第2 いじめの防止等のために本校が実施すべき事項

本校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 組織等の設置

本校は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、いじめ防止対策委員長、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等を構成員とする「いじめ防止対策委員会」を設置する。また、重大事案の発生時には、校長のリーダーシップの下に、いじめ防止対策委員長の区教育委員会に設置された附属機関と速やかに情報を共有し、重大事案の解決及び再発防止にあたる。

個々の役割としては、以下の通りとする。

校長	最高責任者
副校長	警察等の外部関係機関との折衝
いじめ防止対策委員長	情報の集約 いじめへの対応についての共通理解を図る
養護教諭、スクールカウンセラー	いじめられた児童の心のケア
学年主任、生活指導主任	いじめた側の児童の、その後の指導

尚、管理職が出張等で不在の時に、緊急に委員会を開く時には、生活指導主任、いじめ防止対策委員長が開催を決める。または、当該学年の主任が、その任を担う。

2 いじめ防止対策委員会の役割

その具体的な活動の内容として、次のことを実施する。

- ・いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組を教育課程に定め、その具体的な指導内容のプログラム化を行う。
- ・校内研修やいじめ指導チェックリストの活用により、いじめに対する教職員全体の資質能力向上を図る。
- ・年に4回「学校生活アンケート」として、児童の声をきく機会を設け、必要に応じた指導・支援をする。
- ・策定した学校基本方針については、学校ホームページでの公開や、年度当初の保護者会で内容について説明をし、保護者、地域を対象に周知を図る。
- ・いじめ防止対策委員会の取組状況を逐一確認すると共に、学校評価で、保護者や地域からのアンケートを通じ、自己点検の結果を踏まえて評価し、課題の改善を図る。
また、「いじめ防止対策委員会」の役割として、次のことを担う。
- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画を、PDCAサイクルで取り組む中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
※毎週金曜の生活指導夕会で、いじめに繋がりそうなケースを報告し合い、情報を共有し、いじめに繋がりそうなケースの有無を確認する。
※月に一回、火曜に定例会。いじめにあった児童や、関わった児童について、その後の経過を、情報共有し、対策を考える。また、いじめに繋がりそうなケースについて、メンバーで審議する。
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
※ 教育相談の申し込み窓口の流れ … 別紙添付

第3 いじめの防止等に関する基本的考え方

・いじめの未然防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象とした、いじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を講じなければならない。

このため、いじめ防止の取組に関する年間活動計画を作成し、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことについての理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うための取組を、教職員・保護者・地域等が連携して実施する。

・特別活動で行う「人権集会」に向けて、全校で「人権標語」をつくるが、高学年は自分で考え、低学年は親子で考えて、標語を作成する。

・道徳や特別活動を通して児童が、自主的にいじめの問題について考え、議論すること等はいじめ防止に資する活動に取り組み、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを実質的に行う。いじめ防止に関する授業を年間3回以上実施する。

・葛飾教育の日等を活用し、いじめに関する意見交換会や、地域でのいじめに関する認識を広

めるための啓発活動を定期的実施する。

- ・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むために、スクールカウンセラーによる講話や研修会を実施する。

- ・校内での異学年交流のほかに、幼保小中学校連携による取組を生かし、全ての児童が安心して、自己有用感や充実感を感じられる機会、場面をつくる。

- ・児童に対するアンケート、聞き取り調査により、いじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには、まわりの児童の協力は大きな力となる。児童が、傍観者とならず、いじめを止めさせるため行動が出来るよう、人権意識や規範意識を育み、高める活動を、教科指導のみならず教育活動全般の中で盛り込み、いじめを許さない環境・土壌を作る。

- ・SNSかつしかっ子ルールや、SNS二上ルールに基づき、家庭でもルールをつくり、SNSによるいじめの加害者や被害者にならないように啓発する。

- ・学校として特に配慮が必要な以下の児童生徒について、以下の対応を念頭に置き、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する。

必要な指導を組織的に行う。

- 特別な支援を必要とする児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の特性、困り感への理解を深めるとともに、個別的教育支援計画や個別の指導計画を活用した、情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性を踏まえた、適切な指導及び必要な支援を行う。

- 海外から帰国した児童や外国人の児童は、言語や文化の差から、日本の学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員・児童・保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

・いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。

このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、微細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

そのため、教職員間の「いじめ」の定義に対する共通理解を促進したり、教師の人権感覚を高めたり、「いじめの兆候を見逃さない」ための校内研修（年3回以上実施）や、児童・保護者・地域を対象とした広報活動（いじめ防止標語、人権集会、ふれあい集会等）を実施する。また、日常的な取組として、休み時間や放課後の雑談の中などで、教職員が児童の様子に目を配り、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記や相談等を活用し、交友関係や悩みを把握する。

更に、いじめの早期発見のため、学校は年間5回の定期的なアンケート調査や、教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えると共に、地域、家庭と連携して児童を見守っていく。

思春期の入り口に入る5年生については、一学期中に交流給食等を通じ、スクールカウンセラーによる全員面接を実施し、児童が相談しやすい環境作りをする。

・ いじめへの早期対応

いじめがあることが確認された場合、学校は迅速に、いじめ防止対策委員会を開催する等の対応を始め、いじめを受けた児童や、いじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して、正確な事実を確認した上で、早急に互いの児童にとって最良の解決方法を協議し、双方の保護者の理解に基づきながら、適切に指導・支援する等、組織的な早期対応を行うことが必要である。

そのために、家庭や教育委員会への連絡・相談を確実に実施し、事案に応じ、関係機関との連携により、いじめの解決を図る。特に、重大性、緊急性のあるいじめ事案を認知した場合は、直ちに教育委員会へ報告する。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備となるための見直しを定期的に行う。

※別紙、【いじめが発覚したら…】 報告連絡チャート図を添付

《本校のいじめ問題解決の基本姿勢》

① 基本的な考え方

- ・ 発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに報告をし、校長のリーダーシップの下、いじめ防止対策委員会を中核として、組織的に情報を共有し対応する。
- ・ いじめられた児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと毅然とした態度でいじめた児童を指導する。
- ・ 謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置き、指導する。
- ・ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

② いじめを発見・通報を受けたときの対応

- ・ 本校の教職員は、児童の遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、速やかに事実を確認し、いじめ防止対策委員会を開き、児童にとって最良の解決方法を協議する。そして、必ず、その日のうちに、管理職に報告する。
- ・ 些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの的確に関わりをもつ。
- ・ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を絶対に守り、その姿勢を示していく。
- ・ 発見・通報を受けた教員は抱え込まず、学校における「いじめ防止対策委員会」に直ちに報告し、情報共有を図る。「いじめ防止対策委員会」が中心となり、速やかに関係児童から聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・ いじめを認知した時点で、区教育委員会及びいじめられた児童・いじめた児童の保護者に報告し、事実確認の結果を随時、区教育委員会と情報共有するとともにいじめられた児童・いじめた児童の保護者に連絡する。
- ・ 各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- ・ いじめた児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく葛飾警察署と連携して対処する。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに葛飾警察署に通報し、適切に援助を求める。

③ いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・ いじめられた児童の事実関係の聴取とともに、スクールカウンセラー等による心のケアを行う。

- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員で協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。
- ・状況に応じて、区教育委員会に配置されたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ・児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意する。
- ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめた児童を別室において指導し、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ、必要な支援を行う。

④ いじめた児童又はその保護者への指導

- ・いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて区教育委員会に配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、再発防止を図る。
- ・児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意する。
- ・事実関係を聴取し、迅速に保護者に連絡する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、別室による特別の指導計画による指導や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた子供に対しても、自分の問題として捉えさせる指導やいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつ指導を学級活動や道徳などで行う。
- ・はやしたてるなど同調していた子供に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・再発を防ぐために、学年全体または学校全体の児童に働きかけ、意識化を図る。

⑥ いじめの解消について

- ・当該児童の学校生活アンケートでの記述や、担任やSCとの面談の中で、三か月、いじめ行為が何も起こらなかった事を確認した時、いじめの解消を判断する。
- ・被害児童及び、その保護者に対し、面談等で確認し、了承を得た時、いじめの解消とする。

⑦ ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を警察と連携して行う。

- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは、プロバイダ責任制限法に沿って、違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっている。これを踏まえ、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに葛飾警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても定期的に周知する。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を定期的の実施するとともに、保護者会等を活用し、地域・保護者においてもこれらについて啓発していく。

【SNS 二上ルール】

- ※夜9時より、遅くは携帯・スマホ・タブレットは使いません。
- ※自分や友だちの写真や画像、住所、電話番号は他の人に知らせません。
- ※心配なことがあったら、大人に相談します。
- ※だれかがいやな思いをする事は、SNS に書きこみません。
- ※SNS グループ（LINE グループや、チャットグループ）は、子どもだけでは、作りません。
- どうしても必要な場合は、お家の人にもグループに入ってもらおうこと。

として、保護者にも見守りを意識して頂きながら、学級指導を徹底し、ネットマナーの向上や、ネットいじめの抑制力をアップしていく。

（4）地域や家庭との連携について

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭と連携し、保護者や地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議会を開催する。

（5）関係機関との連携について

いじめの問題への対応を本校や区教育委員会が、いじめた児童へ必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、子ども総合センター、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携を図る。そのため、青少年問題連絡協議会などの関係機関との連携協議会において、いじめの問題についても情報共有していく。

第4 重大事態への対処

・ 重大事態の発生と調査

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 3 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【重大事態の意味について】

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、校長の判断により、迅速に調査を行う。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

・ 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合は、速やかに区教育委員会へ事態発生について報告する。

・ 調査の趣旨及び調査主体について

第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、区教育委員会に報告し、教育委員会の判断により、その事案の調査を行う。調査の主体として、本校が主体となっていく場合は、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえて調査を行うが、重大事態への対処及び

同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと区教育委員会が判断した場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、区教育委員会に調査を委ねる。

・調査を行うための組織について

本校または区教育委員会が、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、「附属機関」に情報を提供する。

・事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

本校は、たとえ不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合い、附属機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組んでいく。

ア) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対するアンケートや聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先する。調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めるとともに状況に応じては、スクールカウンセラーによる教育相談を実施するなど、再発防止にあたる。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせ、スクールカウンセラーによる継続的な心のケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。これらの調査を行うに当たっては、別添2の「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者が、より積極的に指導・支援したり、関係機関とも密接に連携をとったりしながら、対応に当たる。

イ) いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査として、在籍児童や教職員に対するアンケートや聴き取り調査を実施する。

（自殺の背景調査における留意事項）

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。本調査において、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を配慮し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童の自殺予防に関する調査研究協力者会議）に則り対応する。

・調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する。

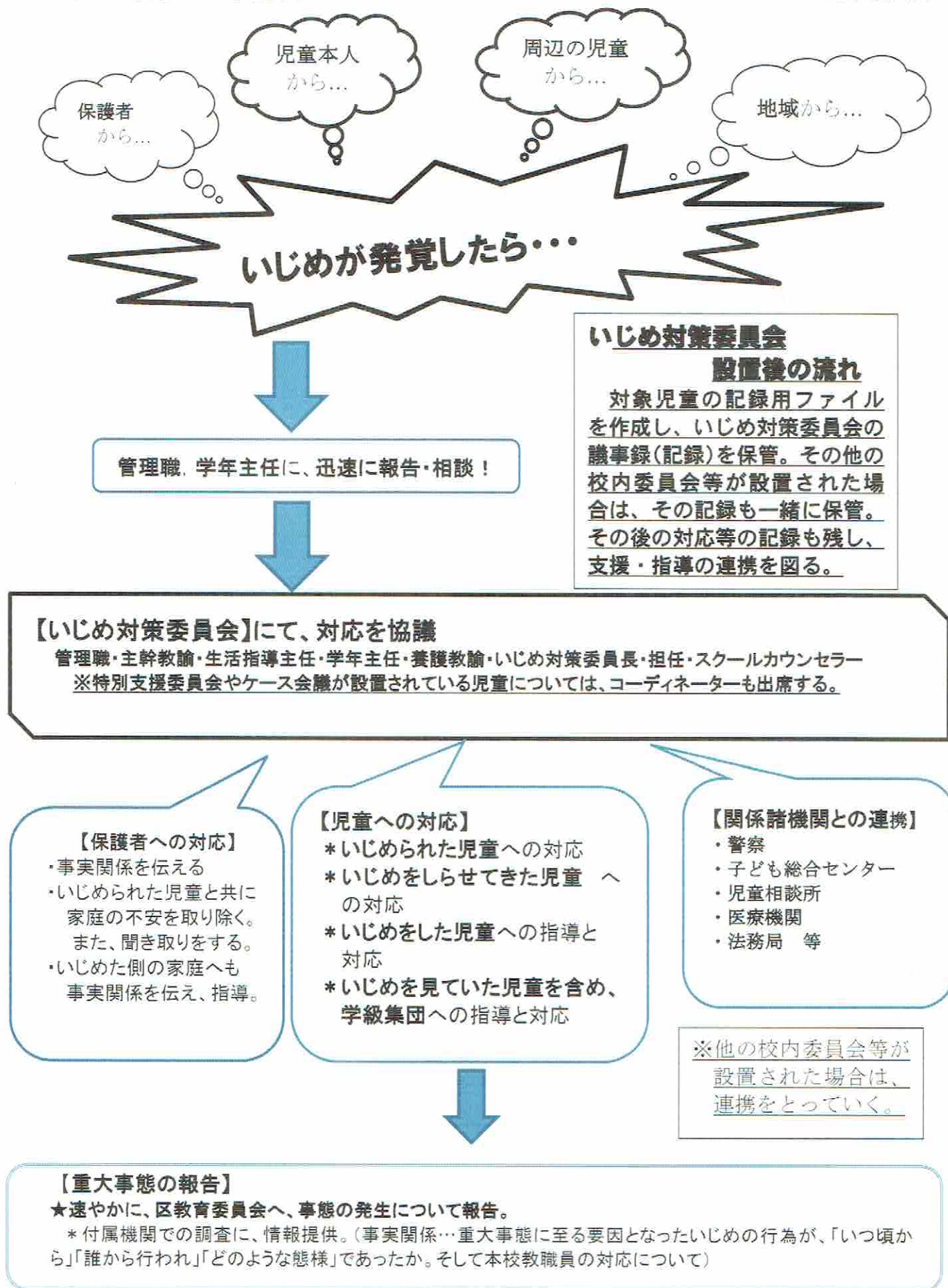
本校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、本校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。保護者に対しての説明は、保護者の意向に合うよう適時・適切な方法で行い、事案が終結するまで定期的な経過報告を行う。また、実施したアンケートの集計結果についても、いじめられた児童又はその保護者に提供する。

② 調査結果の報告

調査結果については、上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて区教育委員会に報告する。

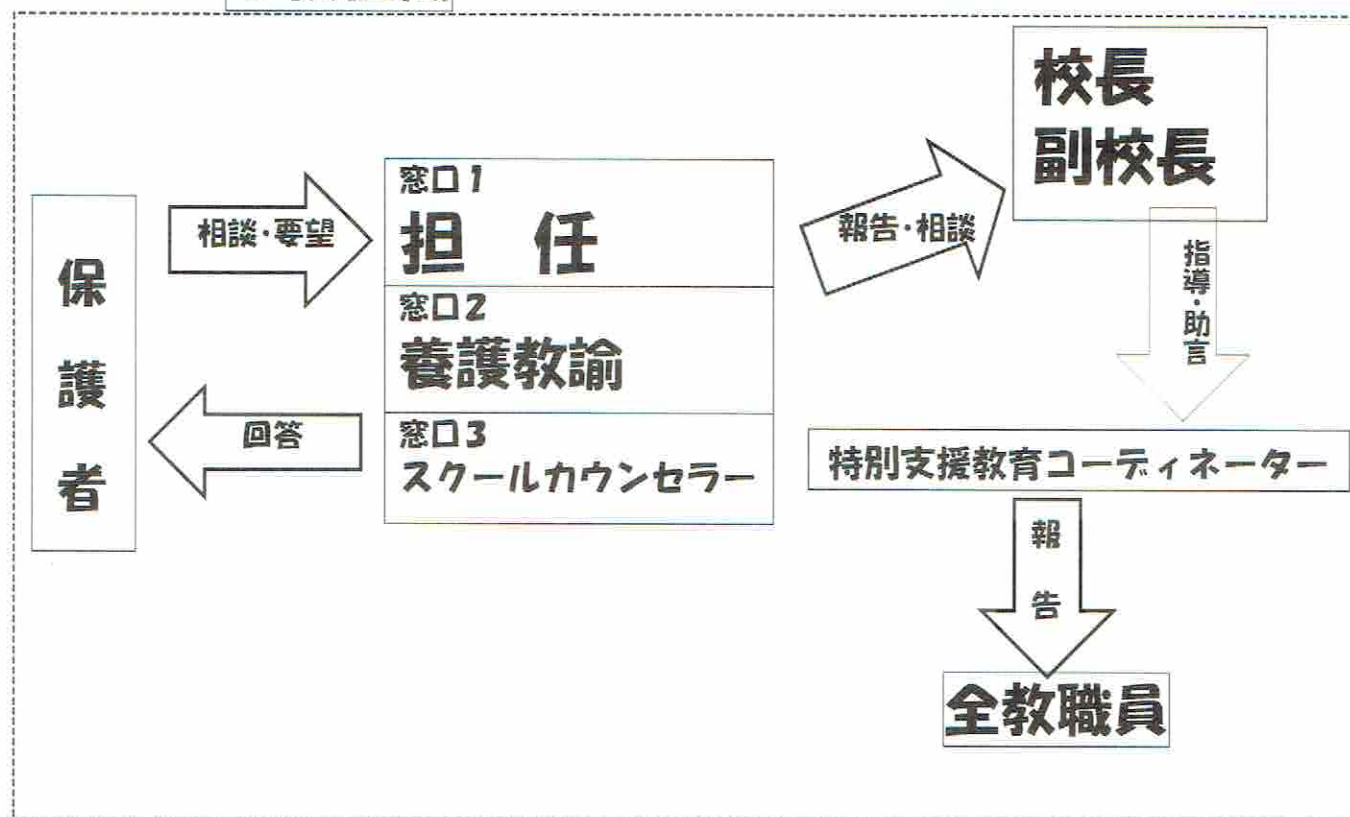
別添 1 ・いじめ発見チェックシート

		担任	主任	委員長	副校長	校長						
いじめ発見チェックシート		4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
表情・態度	1	笑顔がなく沈んでいる。										
		ぼんやりとしていることが多い。										
		視線をそらし、合わそうとしない。										
		わざとらしく、はしゃいでいる。										
		表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。										
		周りの様子を気にし、おずおずしている。										
		感情の起伏が激しい。										
		いつも一人ぼっちである。										
身体・服装	2	体に原因が不明な傷などがある。										
		けがの原因を曖昧にする。										
		顔色が悪く、活気がない。										
		登校時にからだの不調を訴える。										
		寝不足等で顔がむくんでいる。										
		ボタンが取れていたり、ポケットが破けたりしている。										
		シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。										
		服に靴の跡がついている。										
持ち物・金銭	3	かばんや筆箱等が隠される。										
		ノートや教科書に落書きがある。										
		机や椅子が傷付けられたり、落書きされていたりする。										
		作品や掲示物にいたずらされる。										
		靴や上履きが隠されたり、いたずらされたりする。										
		必要以上のお金を持っている。										
言葉・行動	4	他の子供から言葉かけを全くされていない。										
		いつもぼつんと一人でいたり、泣いていたりする。										
		登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。										
		教室にいつも遅れて入ってくる。										
		職員室や保健室の付近でうろろうしている。										
		いつも人の嫌がる仕事をしている。										
		すぐに保健室に行きたがる。										
		家から金品を持ち出す。										
遊び・友人関係	5	いつも遊びに中には入れない。										
		友達から不快に思う呼び方をされている。										
		笑われたり冷やかされたりしている。										
		グループで行う作業の仲間に入れてもらえない。										
		特定のグループと常に行動を共にする。										
		遊びの中で常に嫌な役割を担わされている。										
		よくけんかが起こる。										
		付き合う友達が急に変わったり教師が友達のことを聞くと嫌がったりする。										
教師との関係	6	教師と目線を合わせなくなる。										
		教師との会話を避けるようになる。										
		教師と関わろうとしない、避けようとする。										



令和4年度二上小学校教育相談体制について

学校組織



窓口1 学級担任

- 保護者からの相談、要望などがあった時、必要があれば管理職・生活指導主任・学年主任とともに対応
- 特別支援などで校内体制での取り組みが必要な場合は、特別支援教育コーディネーターに連絡
- 対応などでスクールカウンセラーや養護教諭の支援が必要な際には、その旨連絡する。

窓口2 養護教諭

- 相談内容を管理職、生活指導主任、学級担任にも連絡。対応策などを相談し、必要に応じて特別支援教育コーディネーターへ連絡する。

窓口3 スクールカウンセラー

- 保護者から直接相談があった際、管理職に報告連絡。管理職の判断で、生活指導主任、学級担任、特別支援コーディネーターへ連絡。対応策を検討し決定する。